

平成 20 年 9 定 県民企業常任委員会

行田委員

それでは、まず、今日お話がありました、かながわ DV 被害者支援プランについて質問していきたいと思います。

2 度目の法改正となります改正 DV 防止法は、今年の 1 月から施行されまして、身体的な暴力に加えて、無言電話、電子メールなどによる嫌がらせ、こうしたものも禁止されまして、被害者の保護が一層強化された。こういう中で、かながわ DV 被害者支援プランの改定について報告が先ほどあったわけなんです、このことに関して何点かお伺いしたいと思います。

まず、最初に DV 被害者を支援していくためにプランを策定しているわけですが、被害者の支援に当たって入り口となるこの相談の体制を確保し、県民に相談窓口について周知することが非常に大切である、重要であるというふうに考えています。

そこで、まず本県における DV 被害者からの相談の状況から聞きたいと思います。

人権男女共同参画課長

神奈川県では、平成 14 年の DV 防止法の施行を受けまして、配偶者暴力相談支援センター、いわゆる DV センターと言っておりますが、これを県に 2 箇所設置をいたして、DV 被害者からの相談を受けているところでございます。

この DV センターを実施した平成 14 年度の相談件数は 2,775 件でございました。ところが、昨年度、平成 19 年度になりますと、5,378 件と約 2 倍に増加をいたしております。また、この平成 19 年度の数字は、その前年度となります平成 18 年度が 4,776 件だったことと比較いたしますと、12.6%ほど増加をいたしておるということになっております。また、今年度、まだ年度の途中なのでございますけれども、4 月から 8 月の同じ時期を前年度と比べますと、約 8%近く伸びているということになっておりまして、相談の件数は継続して増えている状況にあるということでございます。

行田委員

今のお話で相談件数が伸びているということで、本当に困っている人がどこに相談したらいいのか分からないという人が多いのではないかというふうに思います。これに対して、県はいろいろな取組をしていると思います。周知、広報しているのだというふうなことも分かるんですけども、DV の被害者にとって、県や市町村に行って、情報を手に入れるというのはなかなか難しいのではないかと思います。

そういう方々に情報が届くように、チラシとかカードを公的機関以外にも置いてもらうような、そうした工夫、取組はやられているんでしょうか。

人権男女共同参画課長

公的機関以外への配布状況ということでございますけれども、いろいろな広報に努めているつもりではございますが、配偶者暴力防止を呼び掛けているチラシを、かなりの枚数を作っております。これは毎年度、私どもが横浜駅の東口で行っております人権啓発イベントがございまして、その場所でもお配りしております。また、江ノ島にございまして、かながわ女性センターで様々なイベントを行っております。その場でも県民の方々にお配りしているところでございます。また、相談窓口を記載した名刺ぐらいの小さなカードがございまして、それを公的な機関以外ということであると、DV 被害者の方がけがをされたり、子供さんの病気などで医療機関、病院に行かれることがあると思いますので、そういった

医療機関にも配布をさせていただいております。また、私どもが男女共同参画の関係で、企業の訪問を行っておりますので、その企業訪問を行いました際にも、女性社員に配って下さいというふうにお願いをいたしまして、小さなカードをお配りするなどというように形で、なるべくDV被害者の方に情報が伝わるようにしているところでございます。

行田委員

情報発信ということで、単に相談窓口の電話番号を周知するというのは、それも大事なことなんですけれども、それだけではなくて、どのようなことがDVに当たるのか、具体的な例をどんどん出して、「このような場合はここに連絡してください、電話をしてください」という、分かりやすい周知というのは非常に重要だと思うんですけれども、こちら辺はどうですか。

人権男女共同参画課長

県のたよりやチラシなどで配偶者暴力の防止ということを訴えていきます際には、例えば、殴るとか、けるとかいった身体的な暴力についてはもちろんのことでございますが、例えば、暴言をはくとか、性行為を強要するとか、行動を制限するなどといったことも暴力であり、決して許されるものではないということを明記いたしまして、被害者の方に、自分がされていることはDVなんだということを気が付いていただいて、一人で悩まずに勇気を出して相談をしていただきたいというふう呼び掛けをしております。

実際に、県のたよりで、そのような形でDVの内容ですとか、相談窓口の記事を載せた後には、DVセンターへの相談件数が増えるなどの効果が現れておりますので、今年度も11月の県のたよりに、具体的な内容も記載した形の啓発記事を掲載させていただきたいと考えているところでございます。

行田委員

いろいろ取り組まれているということは分かりました。

DV被害者本人は相談しにくいらしく、私のところにも本人ではなく、周囲の方から電話がかかってきて、相談を何人か受けております。

そこで、例えば、イベントの会場などで、その本人に投げ掛けるのではなくて、「あなたの周囲にDVで困っている人いませんか」という、広く投げ掛ければ、本人も周囲の人にも相談しやすくなるのではないかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

人権男女共同参画課長

DV被害に関する相談窓口の御案内とか、DV被害者の支援に関する情報は、被害者にはできるだけ知っていただくように努めております。一方で、被害者を保護するという観点では、加害者には余り届かないように配慮しなければいけないという面がございまして、本当に情報が必要な人に情報を届けるのが難しいというようなこともあるかと存じます。しかしながら、やはりDVの被害を防いで、被害者をしっかり支援していくためには、被害者に相談窓口などの情報が届いて、被害者がいつでも相談できるというような環境にあることが大変重要であると思っておりますので、ただ今、委員御提案いただきましたような、被害者の周囲の方にも呼び掛けるといったような形をとるといったことも踏まえながら、今後、より効果的な周知の方法について一層の工夫をしてまいりたいと考えております。

行田委員

分かりました。よろしく申し上げます。

被害者に窓口の情報が届いても、中には加害者がそばにいてなかなか電話をかけにくい、

アクセスしにくいという方もいるのではないかとというのが現実だと思います。そのような方々でも相談できるように配慮するということが必要だと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

人権男女共同参画課長

県のDVセンターでは、2箇所のDVセンターで分担いたしまして、現在、月曜から金曜日は午前9時から午後9時まで、土曜日、日曜日は午前9時から午後5時までを相談時間とし、週7日という形で直接相談を受け付けているところでございます。

それでも、この時間帯に相談しにくいという方もいらっしゃるかもしれませんので、そういった場合に対応しまして、県警や民間団体の協力も得ながら、緊急の場合には24時間相談を受けられるというような体制を整えているところでございます。

行田委員

分かりました。

今おっしゃった県警や民間団体の連携を強めていただいて、非常に相談しやすい環境をつくってもらいたいと思います。

相談を受けて、必要に応じて一時的に保護を行うことになると思うんですけども、被害者が子供と一緒に連れて逃げて来て保護されるということも多いと思います。親のDVによって子供も大きな影響を受けていまして、児童相談所と連携して、被害者やその子供の支援に当たることも重要だと思っています。

そこで、児童相談所とどのような連携をとっているのか、また、職員の配置が不足しているという話もよく耳にしております。そうした連携、体制を充実していく、そういう考えがあるかどうかお伺いしておきたいんですけども。

人権男女共同参画課長

平成19年度に県の一時保護を受けた女性の約6割がお子さんも同伴しておりました。

児童虐待防止法におきましても、配偶者に暴力を振るっているところを見ただけでも、子供にとっては虐待であるというふうにされております。配偶者間の暴力だけではなく、また、子供が父親から暴力を受け、母親が子供を育てられないような状態であったり、中には母親から子供への暴力があるような場合もございます。

このようなことから、必要な場合には、この一時保護を行っております県の女性相談所と各地の児童相談所が協力をいたしまして、母親と子供の支援を行っているという状況でございます。

具体的には、被害者の一人一人の今後のことなどについて、関係者で話し合う場に児童相談所も加わっていただき、また、児童相談所の職員がDVの一時保護の施設に直接出向いて、子供の支援を行うということもございます。また、日ごろから女性相談所と児童相談所の間で情報交換も行っておりますし、横浜市や川崎市、横須賀市の児童相談所なども含めた形で女性相談所とも一緒に会議を行うというようなことも行っております。

今後もより良い支援に向け、一層の連携を強めてまいりますとともに、職員体制の充実などにつきましても、関係部署の理解を得られるように努めてまいりたいと思っております。

行田委員

要望させていただきます。DV被害者は、非常に困難な状況に置かれているという印象がございまして。そうした方はどこに相談したらいいのかなかなか分からないし、また、分かっているけれども、実際に電話することは難しいと思います。DV被害者に情報がきちんと届

くよう、市町村や関係者とも協力し、工夫をしながら周知・広報に努めていただきたいと思います。また、やっとの思いで相談してきた方々に対しては、子供も含めて児童相談所等の関係機関と連携して、しっかりと支援をしていただきたいと思います。

相談件数も伸びてきている中で、DV被害者の支援に必要な専門職員の体制充実、今御答弁を頂きましたけれども、この辺についても非常に厳しい状況であるのは分かっているんですけれども、この努力をしていただくように要望しておきたいと思います。

次の質問にいかせていただきます。

先ほど長友委員からもありました県民パートナーシップ条例（仮称）について質問させていただきたいと思います。

ボランティア活動の推進と社会環境の整備というのは、パートナーシップを進めていくための2本の柱であるという説明があったと思うんですけれども、資料を見ますと、活動支援施設の運営あるいは基金の設置など、これまでも取り組んできていることと思うんですけれども、現段階で、この条例に基づいて具体的な施策として何をやろうとしているのか、まずそこをお伺いしたいんですけれども。

NPO協働推進課長

今、委員からお話のごさいましたように、この条例には、まず第1にこれまで本県が先進的に進めてまいりましたボランティア活動の促進に関する取組を更に充実発展させること、第2に県民パートナーシップの土台となる様々な自治体同士のネットワークがつけられるような社会環境の整備を位置付けたいと考えております。

具体的な取組といたしましては、まず、ボランティア活動の促進の主なものとしまして、これまで取り組んできてまいりましたかながわ県民活動サポートセンター等の拠点施設の運営、かながわボランティア活動推進基金21の設置、今申し上げました基金21の協働事業負担金や県提案型協働事業といった協働事業を位置付けると同時に、新たな取組として、来年度本格開設を予定しているかながわコミュニティカレッジの取組を実施していきたいと考えております。

この条例の大きな特徴である社会環境の整備としましては、まず県民、NPO、企業等の多様な主体間の協働・連携が促進されることを位置付けたいと考え、平成18年度に、県ではNPO等と企業の協働推進に関する検討委員会を設置いたしました。その委員会で検討を重ねていただきまして、昨年度末になりますけれども、NPO等と企業の協働が円滑に進むための環境を整えることが県に求められる役割であるという御提言を受けました。

こうしたことから、NPO等と企業の出会いと交流の場が必要であるということで、具体的にはフォーラムを開いて、成功事例を紹介するなど、企業とNPO等がなかなか出会うの機会がないということで、それぞれの思いがすれ違ってしまいうところもありますので、そういう出会いの場をつくっていこうということなどを考えていきたいと考えております。

もう一つ、先ほども少し申し上げましたけれども、現在、県民の皆さんによるNPOの支援が進んでいくような仕組みとして、寄付税制を検討しております。こうした寄付税制を想定したボランティア活動への参加や支援の促進といった項目を位置付けたいと考えております。

以上、申し上げましたように、これまで進めてまいりました施策を位置付けること、それから、これから充実強化を図ってまいろうとする施策、これから新たに取組もうとする施策をそれぞれを体系的に位置付けてまいりたいと考えております。

行田委員

施策によってその対象としている範囲が異なるというふうに思えるんですけれども、地域においてはNPO法人、今、NPOと企業という話があったんですけれども、NPO法

人だけじゃなくて、自治会、老人会をはじめ様々な団体とかボランティアの皆さんが活動を行っているわけですけれども、この条例はそもそもどこまでを対象にされているんでしょうか。

NPO協働推進課長

この条例は、先ほども申し上げましたけれども、県民、NPO、企業、行政等の社会の様々なセクターが、つまり地域を支えている様々な皆さんでパートナーシップをつくっていくという社会を目指しております。したがって、県民の皆さんはもとより、正に地域において昔から活躍している町内会、自治会といった地縁組織、あるいは公益活動を行っている社団法人、社会福祉法人あるいは学校法人等、いろいろな地域の主体がございませうけれども、すべて協働型社会を構成するのに重要な一員であると考えております。こうした地域の様々な主体によるパートナーシップを目指していることから、今申し上げた対象はすべて幅広く対象として考えております。

ただ、施策のうちの一部は別の法律の支援策があり、限定している部分もありますけれども、原則として、この条例はそういった幅広い対象を考えていくということで御理解いただければと思っております。

行田委員

条例の対象は分かりましたし、中身についても大体分かるんですけれども、こうした県としての理念を定めるような条例については、つくったら終わりというのはやっぱり駄目だと思うんですね。

その条例に基づく施策や事業がどのように進んだのか。例えば、協定を締結した団体などからきちんと評価を受けていくということが大事であると思います。そういう意味で、事業の評価を県民から受ける仕組みは考えるべきだと思うんですけれども、このような条例を制定した後の評価について、どのようにしていこうと考えているのか、伺っておきたいと思います。

NPO協働推進課長

骨子案の中に、県とボランティア団体等の協働のルールを定めようと考えているところです。

例えば、現在、かながわボランティア活動推進基金 21 負担金の事業や、県提案型の協働事業ですと、要綱ではございますけれども、事業の実施に当たりまして、両方で協定を締結した後、それぞれが事業の自己評価、それから総合評価を行い、その結果を公表して、県民から評価を受けるという仕組みで進めております。

こうした評価の仕組みを条例の中に盛り込むことができないか、委員からの御指摘も踏まえまして、更に検討を進めてまいりたいと存じます。

それから、もう一つ、県とNPOが対等な立場で総合的な協議を行う場として、平成 17 年 8 月に、かながわ協働推進会議というものを設置しております。この会議は、現在、協働の在り方や協働推進の施策に関する協議を行っておりますけれども、今後、協働事業に関する検証を行い、成果についても議論の題材にいたしまして、評価を受けていこうと考えております。

パートナーシップに係る事業の中には、県だけではなくて、相手方としてNPOや企業があること、それからソフト事業については評価が難しい、そもそもボランティア活動ということに対して、自発性という部分の評価することが難しいというようなことなどがあり、いろいろ難しい点ございますけれども、今申し上げました、可能なところから評価に取り組んでまいりたいと考えております。

行田委員

要望させていただきますが、これからの社会は、行政はもちろん、県民、NPO、企業なども社会を支える担い手として期待されていますので、こうした活動というのは非常に重要だと思います。

条例の制定に当たっては、理念の部分も非常に重要だと思うんですけども、併せて、ボランティア活動やパートナーシップが一層活発になるようにしていかなければいけない。そしてまた、県民に参加していただいて、評価されるような仕組みも含めて、具体の施策の内容にも十分配慮してもらいたいと思います。

次の質問ですが、外国籍県民に対する情報提供について質問したいと思います。

6月定例会でも外国人の方に関しては質問させていただいたんですけども、2007年時点で県民の53人に1人の割合で外国籍県民が暮らしております。その人数は16万7,000人を超えておりまして、外国籍県民の増加、定住化が進む中、こうした方々に対して県政情報を提供するという事は非常に今重要なことだと思っております。

そこで、外国籍県民に対する情報の提供について数点伺っていききたいと思います。

まず、外国籍県民が16万7,000人ということを申し上げたんですけども、こうした方々への情報提供というのはどのように行われているのかお伺いしたいんですけども。

国際課長

国際課のホームページにおきまして、多言語で県の行政情報を提供してございます。これは、例えば、県の概要ですとか歴史といった基本的な情報でございまして、これは10言語で提供しております。そのほか、具体的な情報といたしまして、在留手続、結婚や離婚に関する届出、さらには、保険、医療、教育といった外国籍県民のための生活情報につきましては、英語、スペイン語、ポルトガル語及び日本語の4言語をホームページで提供しております。そのほか、県で出しておりますこんにちが神奈川という冊子を年3回発行してございまして、これも5言語で発行して、生活関連情報などを掲載しております。また、具体的な情報といたしまして、例えば、医療機関にかかる際に利用できます医科歯科診療マニュアルといった雑誌、それから例えば、地震の際に最低限しなければならぬことをまとめました地震に自信をとるという雑誌、それから急病ですとか、火事とか、犯罪の被害に遭った際の連絡先などをカード形式にまとめました緊急のとき、困ったときの行動マニュアルといった雑誌、こういった雑誌もつくりまして、配布をしておりますほか、ホームページでも掲載しております。

行田委員

県では、先立ってメールマガジンも発行し始め、かながわ国際交流財団が多言語でメールアドレスによる情報提供を行っているかと承知しております。

このメールマガジンの登録者数や配信頻度について伺いたいんですけども。

国際課長

かながわ国際交流財団でやっておりますメールマガジンでございまして、登録者数は9月現在で639人でございます。配信してございます言語は、スペイン語、ポルトガル語、英語及び日本語の4言語でございまして、それから、配信頻度でございまして、特に毎月決まった日というわけではございませんが、月1回から2、3回ということで、本年度は4月から9月までで15回配信しております。

行田委員

前回の6月定例会のときに御答弁いただいた中で、県内の外国籍県民の人数が、中国、韓国、朝鮮、フィリピンの次にブラジル、ペルーということで伺っておりました。このメールマガジン、何と639人しか登録されていないというのが非常に悲しいんですけれども、言語がスペイン語、ポルトガル語、英語、日本語で、日本語まで入ってしまっているんですけれども、中国語がこの中に入っていないんですね、一番県民に多いのにですね。潜在ニーズもかなりあると思うんですけれども、この辺はどういう理由があるのでしょうか。

国際課長 6

スペイン、ポルトガル語は、一つには需要が多いということがございます。それは、外国籍県民相談窓口を、県で受けておりますけれども、これは10言語でやっておりますけれども、そのうち、スペイン語とポルトガル語を足しました数が全体の5割以上になっております。

それから、県が協力してやっております医療通訳派遣制度というのがございますが、これもスペイン語とポルトガル語を合わせますと全体の7割近くを占めております。こういったことから、特にニーズが高いと考えられますスペイン語、ポルトガル語、それから一般的な言語でございます英語、そして日本語を加えた4言語で配信を始めたと聞いております。

行田委員

実態に基づいて、ニーズに合わせて、この言語で発信しているということは認識したんですけれども、もしあれば、恐らくこちらでお住まいになっている中国系の方にとっては、中国語があると多分そちらを見るのではないかなと思うんですけれども、その辺の潜在ニーズも勘案しながら、今後中国語の検討もしてもらいたいと思います。

メールマガジンにおいては、暮らしの情報、防災などの情報も配信しているということも承知しておりますけれども、財団の職員の方々は外国籍県民と身近に接して、外国籍県民の情報に関するニーズを的確に把握していると思うんです。このようなメールマガジンは有効なんですけれども、今後、登録者数を増やすと、言語も、中国語もやるべきだと思うんですけれども、更に活用されるように、県としてもこの財団に対してしっかり支援していくべきではないかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

国際課長

このメールマガジンは、昨年度から始めたばかりでございますので、まだ、委員おっしゃるとおり周知が十分ではないと考えております。併せまして、こういった言語でやるべきか、あるいはこういった内容を配信していったらいいかということもまだ試行錯誤の状態があらうかと思っております。

そういった点で、登録者数を増やしていくことが大事なことだと思いますので、県といたしましても、県のホームページに掲載をしましたり、こんにちは神奈川にメールマガジンについて掲載するなどいたしまして、県としても利用数を拡大していきたいと考えております。

行田委員

ホームページやこんにちは神奈川に掲載して広く周知するといっても恐らく見ないのではないかなという気が非常にするんですけれども、その辺はいろいろなイベントを使って、いろいろ工夫をしてもらいたいというふうには正直に思います。

16万7,000人の外国籍の人々に対して、目標を持ってアクセスする方を増やしていくというのは非常に重要なことだと思います。それが、とりもなおさず、日本人の安全にも

かかわってくるのではないかと思います。仮に、大きな災害が起き、日本人を救うだけでも大変な状態で、情報が全くない外国人の方々がその辺で大変なことになっているというよりも、こういう時はこうしなければいけないんだとか、一緒に同じ地域に住む人間でございますから、そうした情報の共有をやっていくべきではないかなというふうに思います。

そこで、登録者を増やして更に活用されていくためには、提供する情報の充実が非常に重要だと思います。この件でも何か県として支援していくことはできないでしょうか。ちょっとその辺聞きたいんですけども。

国際課長

メールマガジンの登録者数を増やしていくためには、有益な情報をタイムリーに提供していくということが非常に大切なことだと考えております。そういった点で、県といたしましては、提供する情報の素材の収集について協力ができると考えてございます。例えば、このメールマガジンに掲載したい情報というのを各部局に紹介いたしまして、それらを収集しまして財団に提供する。そういった中から、財団で委員、今お話しの外国籍県民に有効な、必要な情報を選んでいただいて配信していただく、こういったことも考えてまいりたいと思います。

こうしたことを通じまして、県としても出したい情報があれば、迅速に提供できれば、こういった効果も考えられると思いますので、県としてもそういった協力をしていきたいと考えております。

行田委員

要望させていただきます。県政情報をタイムリーに県民に提供していくとおっしゃいました。これについては、県民の利便性の向上だけではなくて、県政参加の促進という点からも重要であると考えます。このことは、外国籍県民についても同様でありまして、県から発信される情報が外国籍県民を含めた多くの県民に的確に提供されることは重要であると考えるので、特にメールマガジンについて財団と十分に連携をとりながら、この周知をしていただくということもしっかり工夫していただきながら、情報提供の充実及び目標、例えば、16万7,000人だったら、目標5万人だとか、とにかく大きな目標を持って1人でも多くの登録者数拡大に取り組んでいただけるように要望しておきたいと思います。この質問を終わります。

続きまして、県民ホールの関係ですね。この県民ホールのバリアフリーについてちょっと触れておきたいと思っています。

これまでも、この委員会で何度もバリアフリーについては議論があったと承知しております。利用者のためのエレベーター、エスカレーターが設置されていないということで、大ホールの2階席、3階席の移動が大変だという実態があります。

県民ホールの改修については、現在の神奈川力構想・実施計画では、平成20年度から設計に入って、平成22年度から改修に着手するとの計画が盛り込まれていましたけれども、昨今の財政状況の中で改修が先送りされているということも承知しております。

できるだけ早期に改修に着手し、移動が困難な方へのバリアフリー対応を図ってほしいと思います。それまでの間の対応について数点確認をしておきたいと思います。

まず、県民ホールでは車いすを利用したり、体が不自由で階段の上り下りが困難な方が来場した場合に、客席までの移動はどのように行われているのか、まず伺いたいと思います。

文化課長

今、委員からお話ございましたとおり、県民ホール、大ホールでございますが、2階

席、3階席を御利用いただくための専用のエレベーター、エスカレーター、これらが現在設置されていない状況でございます。そのため、障害のある方、あるいは高齢の方などに御不便をお掛けしているところでございますけれども、少しでもサービスの向上を図るために、公演の際に配置されます案内係が、御本人の状況に応じ、客席まで御案内するというところには努めているところでございます。具体的に申し上げますと、まず、県民ホールの1階席に車いす席がございますけれども、そこまでスロープは設けており、例えば、介添えの方がいらっしゃらないような場合には、案内係と一緒に車いす席まで御案内するといったような取組はしております。また、お体が不自由で、階段の上り下りが困難であるというお客様が2階席、3階席に移動する場合には、業務用のエレベーターが1台ございまして、ここは2階席、3階席までエレベーターで移動することができますので、それを利用いたしまして、ホールの案内係が誘導、介添えして客席まで御案内すると、現在そのような取組に努めているところでございます。

行田委員

県民ホールでは、自主事業が3割程度、貸館事業は7割程度だと承知をしております。

移動が困難な方への対応は、自主事業ではある程度きちんとできていると思うんですけども、貸館事業の場合でも自主事業と同様の対応がきちんと行われているのかを確認したいんですけども。

文化課長

貸館事業の場合の対応でございますけれども、県民ホールの事務局と主催者の間で、そのホールの利用方法等について事前に細かな打合せをするということをおこなっております。その際、主催者に対しまして、車いすの位置ですとか、あるいは業務用エレベーターの御利用の御説明をいたしまして、御不便をお掛けしないように対応しているところでございます。また、貸館として利用する場合でありましても、県民ホールの利用方法を熟知しております案内係をホールから数人配置するという取扱いをさせていただいております。車いす御利用の方あるいはお体の不自由な方がいらっしゃる場合には、県民ホールの案内係と主催者側のスタッフが連携しながら必要な御案内をするということで、貸館利用の場合であっても同様の対応が図られるような配慮はさせていただいているところでございます。

行田委員

移動が困難な方から申出があれば、必要な対応をしているということは分かりました。

来場者によっては、そうした対応をしてくれることを知らずに、とまどっている方もいるのではないかと思います。こういうことを言うといろいろな議論があるかもしれないですけれども、本当に必要があるかどうか、その介助員が必要かどうかという、疑問視される方に対応するというのは非常に難しい部分があるとは思いますが、その辺、工夫が必要だと思うんですが、ただ、その移動の介助が必要な方への声掛けを更に徹底するとか、例えば、移動が困難な方は声を掛けてくださいという表示をするとか、来場者の立場に立って、より積極的な対応を図ることが必要だと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

文化課長

今、お話がございましたとおり、現在は介助が必要な方からスタッフに対しまして申出のあった場合とか、スタッフの方でそういったお客様の状況を拝見して、必要な御案内をさせていただくと、そういう取組をしておりますが、必ずしも行き届かない点もあろうか

と存じます。

御指摘がありましたように、介助等が必要な方に適切な配慮ができるよう、声掛けの徹底につきましては十分留意したいと考えておりますし、先ほども御指摘ございました貸館事業者への説明も更にしっかり行うように、管理者にも話をしてまいりたいと思っております。

移動の介助が必要な方から申出を頂くための表示をしたらどうかといった御指摘がございました。現在、県民ホールでは、業務用のエレベーター1台ということでございまして、一時に大勢の来場者からお問い合わせをいただくと物理的に対応が難しい、本当に必要な方への対応がかえっておろそかになってしまうのではないかとといったような面もございませうけれども、非常に不安を持つお客様にとってのサービス向上という点では重要な御指摘と考えておりますので、具体的にどのような方法をするのが適当なのか、施設管理者と鋭意調整をしてまいりたいと考えております。

行田委員

要望させていただきます。県民ホールの改修時期については引き続き鋭意検討してもらいたいですけれども、それまでの間も移動が困難な方が県民ホールの講演を楽しんでいただくように、細やかな対応や工夫をしていただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問ですが、神奈川芸術劇場の管理運営についてということで、先ほど、自民党の方からしっかり話がありました。議論を聞いていまして、質問をされる委員の皆さんの言っていることも「そうだな」と思うし、答弁される中身を聞いていても「なるほどな」と思うところと「うーん」というところと両方あるというのが正直なところでございます。そこでこれまでの議論を聞くと、とにかくしっかり立ち上げをしたいんだというお気持ちはすごく伝わってくるんです。そういうことなんだというふうに思うんですよ。

今回、しっかり立ち上げをするために一体化運営をする、今の県民ホールと一緒にやりたいということなんですよね。ということは、指定管理者の選定方法として、今回それ故に非公募という選択肢を検討することはある程度は理解できるというか、先ほど田島委員からも関連で話があった時にメリットが強調されましたよね。あの話というのは非常に重要で、例えば、自主事業とさっきおっしゃられましたけれども、あれを二つの事業者がやるというのは倍かかるわけですね、費用的にも。この芸術劇場は、別の所に委託した場合に、同じ事務を、同じであれば恐らく同じくらいの人間を雇わなければいけなくなる。人間の給与が半分になるとか、そういうことはあり得ないわけで、そうするとトータルコストで見ても、恐らく、これが県ではなくて民間がやるといった時も一体運営というのは考えるんだろうなと思うんです。

ですから、コストの面で、しかも今までの経験ということを含めて、立ち上げの時にしっかり立ち上げてというところは理解はできる。その場合には、これも説明があったように、その的確性もしっかり検証してほしいというふうに思うんですけれども、ただ、一方で、もう一つ、自民さんからもありましたけれども、軌道に乗った5年後の指定管理者を迎えるに当たって、原則に戻って公募を前提に選定すべきだし、指定管理者の一体化、一本化ということであれば、今、指定時期はもうずれていきますから、それも何も全部一緒にする。県民ホールも芸術劇場も全部一緒に一本化した管理者にお願いをする。その時というのは、もう立ち上がっているわけですから、5年間で環境整備するわけですから、もうその時点で、いわば市場にさらすというか、今の財団が勝つかどうか分からないですけども、公募で力ある所を選定するというをしっかりと担保しておくべきだろうと。5年後どうなるか分からないという話ではこれは困るわけで、とにかく県の責任としては、この芸術劇場の運営というのをしっかりと立ち上げるんだという意思を明確にした上で、

だから非公募なんだという話にならないと、話が通じないのではないかなと。

今回の資料を見ている、非公募という字だけがぐっと上がってくるんですね。ほかの話は「ああそうなんだ」というぐらいの話で、やっぱりこの5年間というものに対して、先ほど、長友委員も言われていましたけれども、裏付けというのをきっちりやる上で、その5年後のしっかりとした競争原理にさらすということの約束をするということが、私は今の段階で必要なことなのではないかと、先ほどの議論を聞いていて感じました。

これから、いろいろあると思うんですけども、いずれにしましても、公募を前提に選定を行っていくべきだと思いますし、その辺をどのように考えられるか、改めてお伺いしておきたいんですけども。

文化課長

5年後の指定管理者公募ということを前提に、今の段階では考えるべきではないかと、そういう御指摘だと思います。

指定管理者制度は、施設運営の効率化、県民サービスの向上ということで、公募が原則ということは、私ども先ほど来御答弁しておりますとおりでございまして、十分に認識しております、それを前提に今回、十二分に議論を重ねながら一定の整理をさせていただいたということでございます。

5年後の状況を「こうします」ということを明確に申し上げることは、正直言って難しい面があるということは御理解いただきたいと思いますけれども、ただ、今、委員からお話がありましたとおり、今の時点と違っているのは、5年後には新しいホールとして一体運営になった県民ホール、これが軌道に乗っている、また乗せるために、今回こういう取扱いをさせていただくということでございますので、5年間の実績をしっかりと検討いたしまして、公募の原則というところを基本に据え、重きを置きまして、改めて検討させていただきたいと考えております。

行田委員

指定管理者制度の導入の目的に沿って、公平で適切な運営が、今の時点だけではない、これからも変わらない公平、適切な運営が行われるよう、準備を進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。